

財務省告示第二百二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五條第十項の規定に基づき、平
 成十六年三月十日に発行した利付国債の発行条件
 を次のとおり告示する。
 平成十六年四月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（物価連動・十年） （第一回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	の条項及びその適	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用等
四	発行方法	機関は日本銀行とする。利回りを競争に付して行われる入札発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額	額面金額で九百九十八億円
七	払込金額	九百八十九億千七百八十八万円
八	最低額面金額	十万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十	発行行	平成十六年三月十日
十一	発行価格	額面金額百円につき九十九円十銭
十二	利率	一年・二パーセント
十三	想定元金	各利子支払期及び償還期限にお

額の計算方法

ける想定元金額は、各利子支払期及び償還期限の属する月の三日前の消費者物価指数（総務省が小売物価統計（指定統計第三十五号）のための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち鮮食品を除く総合指数をいう。以下同じ。消費者物価指数の基準改定が行われ、改定後の基準（「新基準」という。以下同じ。）に基づく消費者物価指数が公表された場合であつて、財務大臣が定める日以後は、新基準に基づく消費者物価指数（）を九十八・二（消費者物価指数の基準改定が行われ、新基準に基づく消費者物価指数が公表された場合であつて、財務大臣が定める日以後は、新基準改定が行われ、新基準に基づく平成十五年十二月の消費者物価指数）で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもとの。）に額面金額を乗じて得た額とする。

平成十六年九月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次の号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

前号の規定により算出された支払期における想定元金額 $\times \frac{1.2}{100} \times$

十五

第二期以後の利子

毎年三月十日及び九月十日を支払う。次期の算式により算出した金額を

支払う。次期の算式により算出した金額を

$$\begin{array}{r} \times \\ 1.2 \\ \hline 100 \\ \times \\ 2 \end{array}$$

十六

償還金額

平成二十六年三月十日算出され

十七

元利支

日本銀行

十八

払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込期日

平成十六年三月十日